

有効期間満了日 平成36年3月31日

熊生環第261号

平成31年3月25日

銃砲刀剣類所持等取締法第29条の規定による申出制度の適正な運用について  
(通達)

銃砲刀剣類所持等取締法第29条の規定による申出については、これまで「銃砲刀剣類所持等取締法第29条の規定による申出制度の適正な運用について(通達)」(平成26年3月31日付け警察庁丁保発第54号)に基づき実施してきたところであるが、この度、警察庁から別添のとおり「銃砲刀剣類所持等取締法第29条の規定による申出制度の適正な運用について(通達)」(平成31年3月8日付け警察庁丁保発第45号。以下「新通達」という。)が発出されたことから、今後は新通達に基づき実施することとしたので、適正な運用に努められたい。

※ 警察庁通達「銃砲刀剣類所持等取締法第29条の規定による申出制度の適正な運用について(通達)」については、警察庁ホームページをご覧ください。